

子どもの権利条約 The Convention on the Rights of the Child (CRC)

第3条 (最善利益原則)

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条 (国の基本的義務)

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第6条 (生存し発達する権利)

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲 (the maximum extent possible) において確保する。
States Parties shall ensure to the maximum extent possible the survival and development of the child.

第18条 (親の責任と国の援助)

4. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
5. 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
6. 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第27条 (発達のための相当な生活水準への権利)

1. 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
2. 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3. 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
4. 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第31条 (遊び楽しみ休む権利)

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第12条 (聴いてもらう権利、「意見」を表明する権利)

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

子どもの権利委員会 一般的意見7号(2005年) 乳幼児期における子どもの権利の実施

CRC/C/GC/7(原文英語) 日本語訳:平野裕二

14. 乳幼児の意見および気持ちの尊重

第12条は、子どもが、自己に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明し、かつその意見を考慮される権利を有すると述べている。この権利は、自己の権利の促進、保護および監視に積極的に参加する主体としての乳幼児の地位を強化するものである。乳幼児の——家族、コミュニティおよび社会への参加者としての——行為主体性の尊重は、しばしば見過ごされ、または年齢および未成熟さにもとづいて不適切であるとして拒絶されてきた。多くの国および地域において、伝統的考え方にもとづき、乳幼児が訓練および社会化の対象とされる必要性が強調されている。乳幼児は、未発達であり、基礎的な理解力、意思疎通能力および選択能力さえないと見なされてきた。乳幼児は家庭において無力であり、社会においてもしばしば声を奪われ、目に見えない存在とされている。委員会は、第12条は年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであることを強調したい。もっとも幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は「その年齢および成熟度にしがたい、正当に重視され」るべきである(第12条1項)。乳幼児はまわりの環境にきわめて敏感であり、自分の生活を彩る人々、場所および日常についての理解を、自分に固有のアイデンティティに関する意識とともに急速に獲得していく。乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常の手段で意思疎通ができるようになるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行ない、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達しているのである。この点に関して、委員会は次のような見解を表明する。

- (a) 委員会は、締約国に対し、子どもは自己に影響を与える事柄について意見を表明し、かつ協議の対象とされる自由を有する権利の保有者であるという考え方が、子どもの能力、最善の利益および有害な経験から保護される権利にふさわしい方法で、もっとも若い段階から実施されることを確保するために、あらゆる適切な措置をとるよう奨励する。
- (b) 意見および気持ちを表明する権利は、家庭(および適用可能な場合には拡大家族)ならびにコミュニティにおける子どもの日常生活において、乳幼児を対象とする保健、ケアおよび教育のための施設全般において、法的手続において、ならびに、政策の策定およびサービスの開発(調査研究および協議を通じてのものも含む)において、しっかりと根づいたものとされるべきである。
- (c) 締約国は、乳幼児が関連のあらゆる場面における日常的活動のなかで漸進的に自己の権利を行使できるようにする機会の創設に、親、専門家および担当の公的機関が積極的に関与することを促進するために、必要なスキルの訓練の提供を含め、あらゆる適切な措置をとるべきである。参加の権利を達成するためには、おとなが子ども中心の態度をとり、乳幼児の声に耳を傾けるとともに、その尊厳および個人としての視点を尊重することが必要とされる。おとなが、乳幼児の関心、理解水準および意思疎通の手段に関する好みにあわせて自分たちの期待を修正することにより、忍耐と創造性を示すことも必要である。

17. 権利行使を可能にする原則としての発達しつつある能力

第5条は、「発達しつつある能力」という概念を参照しながら、子どもが漸進的に知識、能力および理解を身につけていく成熟と学習のプロセス(自己の権利およびそれを最善の形で実現する方法に関する知識の獲得を含む)に言及している。乳幼児の発達しつつある能力を尊重することは、その権利の実現のために決定的に重要であり、乳幼児期にはとくに重要である。子どもの身体的、認知的、社会的および情緒的機能は、乳児期のもっとも早い段階から学校が始まるまでのあいだに急速に変容するからである。第5条には、親(および他の者)は子どもに与える支援および指導の水準を継続的に修正していく責任があるという原則が掲げられている。このような修正は、子どもの関心および望みならびに自律的な意思決定能力ならびに最善の利益の理解力を考慮に入れて行なわれなければならない。乳幼児は一般的に年長の子どもよりも多くの指導を必要とするが、**その能力および諸状況に反応するやり方の面で同年齢の子どもたちが有している個別的差異を考慮に入れることが重要である。**発達しつつある能力は、権利行使を可能にする積極的な原則としてとらえられるべきであって、子どもの自律および自己表現を制約するとともに、子どもの相対的無能力と社会化の必要性に訴えることによって伝統的に正当化されてきた、権威主義的慣行の言い訳としてとらえられるべきではない。親(および他の者)は、子ども中心の方法で、対話することおよび模範を示すことを通じ、参加権(第12条)ならびに思想、良心および宗教の自由に対する権利(第14条)を含む自己の権利を行使する乳幼児の能力を増進させるようなやり方で「指示および指導」を与えるよう、奨励されるべきである。

23. 年齢段階にふさわしいプログラム基準と専門家の研修

委員会は、乳幼児期に関する包括的戦略においては、個々の子どもの成熟度および個別性も、とくに特定の年齢層(たとえば生まれたばかりの時期、よちよち歩きの時期、就学前の時期および初等学校低学年期の年齢層)ごとに变化する発達上の優先課題を認識しながら、考慮に入れられなければならないことを強調する。それがプログラムの水準および質的基準との関連で有する含意につい

ても、同様である。締約国は、乳幼児期に責任を負う機関、サービスおよび施設が、とくに健康および安全の領域において質の面での基準にしたがうこととともに、職員が、適切な心理社会的資質および適格性を有し、十分な人数で配置され、かつ十分な訓練を受けることを確保しなければならない。乳幼児の状況、年齢および個性にふさわしいサービスを提供するためには、すべての職員が、この年齢層の子どもとともに働く訓練を受けることが必要である。乳幼児を対象とする仕事は、高い資格を有する男女双方の労働力を魅きつけるために、社会的に評価され、かつ適切な賃金が支払われなければならない。このような仕事に従事する者が、子どもの権利および発達について健全なかつ最新の理論的および実践的理解を有しており(パラ 41 も参照)、子ども中心の適切なケア実務、カリキュラムおよび教授法を採用し、かつ、専門の職業的資源および支援(官民のプログラム、施設およびサービスを対象とした監督・監視システムを含む)にアクセスできることは、必要不可欠である。

20. 親に対する援助

締約国は、親、法定保護者および拡大家族が子どもの養育責任を果たすにあたって適当な援助を与えなければならない(第 18 条 2 項および第 18 条 3 項)。これには、親が子どもの発達のために必要な生活条件を用意するのを援助すること(第 27 条 2 項)、および、子どもが必要な保護およびケアを受けることを確保すること(第 3 条 2 項)が含まれる。委員会は、親および乳幼児に責任を負う他の者に必要とされる資源、スキルおよび個人的コミットメントへの考慮が不十分であることを、懸念するものである。このような考慮は、とくに、早期に結婚して親になることがいまなお是認されている社会、および、若年のひとり親の発生率が高い社会において十分ではない。乳幼児期は、条約が対象とする子どものウェルビーイングのあらゆる側面、すなわち子どもの生存、健康、身体的安全および情緒的安定、生活およびケアの水準、遊びおよび学習の機会ならびに表現の自由に関して、親としての責任をもっとも幅広く(かつ集中的に)果たさなければならない時期である。したがって、子どもの権利の実現は、相当程度、そのケアに責任を負う者のウェルビーイングおよびそのような者が利用可能な資源に依拠している。このような相互依存性を認めることは、親、法定保護者その他の養育者を対象とした援助およびサービスを計画するさいの健全な出発点である。たとえば次の点を指摘することができる。

- (a) 統合的なアプローチには、子どもの最善の利益を促進する親の能力に間接的に影響を及ぼす介入策(たとえば税制および諸手当、十分な住居、労働時間)も、より直接的な結果につながる介入策(たとえば母子を対象とする産前保健サービス、親教育、家庭訪問)とともに、含まれる。
- (b) 十分な援助を提供するにあたっては、親にとってどのような新たな役割およびスキルが必要とされるか、および、要求および圧力が乳幼児期にどのように——たとえば、子どもの移動能力、言語的コミュニケーション能力および社会的能力が増していくにつれて、また子どもがケアおよび教育のためのプログラムに参加し始めるにつれて——変化していくかが、考慮されるべきである。
- (c) 親に対する援助には、母親、父親、きょうだい、祖父母、および、子どもの最善の利益の促進に随時責任を負うその他の者を対象とした、子育て教育、親向けのカウンセリングその他の良質なサービスが含まれる。

- (d) 援助には、乳幼児との積極的かつ配慮のある関係を奨励し、かつ子どもの権利および最善の利益に関する理解を増進するような方法で提供される、親その他の家族構成員への支援の提供も含まれる。

【日本国憲法】

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十五条

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第九十八条

1. この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
2. 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

【児童福祉法】

第二十四条 保育実施義務（法的義務）

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。

第三十九条 保育所の定義

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。